

令和2年9月25日

第27回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 27 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 9 月 2 5 日(金) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の
取消について
- 議案第 2 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・
~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

6 番 石 神 一 男

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第27回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「2番委員」と「3番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の取消についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の取消についての説明をいたします。 議案書の7ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の取消についてをご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号の利用権設定分の取消については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

	よって、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（利用権設定分）の取消については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の8ページをお開きください。 今月の議案第2号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、3件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま
議長	す。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、所有権移転分についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第2号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の9ページから149ページまでの477件で、うち新規が473件、再設定が4件となっております。 また、農地中間管理機構に貸し付ける13件と農地中間管理機構から借り受ける10件は重複しています。 それでは、議案書の9ページをお開きください。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明）

議長

以下については、お目通しください。

なお、合計では958筆、110万7,882㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと894筆、102万9,216㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号の利用権設定分1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、14番委員の退席を求めます。

(14番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(14番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の2番から12ページ10番までをご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、9番委員の退席を求めます。

(9番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、利用権設定分2番から10番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の2番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(9番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の11番と12番について、ご審議願います。

委員
議長

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、11番委員の退席を求めます。

(11番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、利用権設定分の11番と12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の11番と12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の13番から21ページ36番までをご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員
議長

議案第2号のうち、利用権設定分の13番から36番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の13番から36番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の37番から22ページ40番までをご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、21番委員の退席を求めます。

(21番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員
議長

議案第2号のうち、利用権設定分の37番から40番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、利用権設定分の37番から40番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (21番委員の復席確認) 次に、利用権設定分の41番から23ページ45番までをご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。
委員	(31番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、利用権設定分の41番から45番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、利用権設定分の41番から45番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (31番委員の復席確認)
	次に、利用権設定分の46番と47番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、32番委員の退席を求めます。
委員	(32番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、利用権設定分の46番と47番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、利用権設定分の46番と47番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (32番委員の復席確認)
	次に、利用権設定分の48番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、34番委員の退席を求めます。
	(34番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、利用権設定分の48番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、利用権設定分の48番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(34番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、利用権設定分の49番から26ページの56番までにつきましては、新規就農者2名に関する案件であり、各地区の担当委員が営農状況等の調査を行っておりますが、今回も各担当委員によります個別報告とはせず、事務局によります一括報告に変更して進行いたします。

事務局

それでは、事務局からの報告を求めます。

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページと2ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、番号49番から55番につきましては、9番委員と28番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、以前は会社員として仕事をしていたですが、野菜作りに興味があり、地元で農業をしたいと思い、9年前から始めました。

農機具等は所有しており、栽培技術・農機具等の操作については親戚から3年間学び、また、栽培講習会に参加するなどしており問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と二人です。

現在は、オクラとスナックエンドウを作っていますが、今後はカボチャや甘藷も作っていきたいと考えているとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、番号56番について、調査は3番委員と22番委員に行っていただきました。

申請人は県外で仕事をしていたですが、専業農家の同級生に声をかけられ、就農することにしました。

農機具等は祖父のものを貰い受けるほか、必要なときには同級生から借りる予定です。現在、自分でオクラやイモを作りながら、同級生と共

	同でキャベツの植付・予防・収穫などを行っており、同時に栽培技術・農機具等の操作についても学んでいます。 営農計画書ではオクラ、イモは未定となっていますが、本人への聞き取りでは、今後は青果用・加工用のイモも増やしていきたいと考えているとのこと。 なお、営農計画書は資料の2ページになります。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま、事務局によります報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号のうち、利用権設定分の49番から56番までをご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、利用権設定分49番から56番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、利用権設定分の49番から56番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の57番から149ページ477番までは、事務連絡にてご案内のとおり、一括審議いたします。
8番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 3点お伺いします。 62番ですが、1筆で8万9千円あまりとなりますが、このあたりの相場的にどうなのでしょう。 次に、379番から397番まで19人の方と16、242㎡の賃借権を結んでいますが、全て1年契約です。何か理由があるのでしょうか。
事務局	次に、420番、432番、448番、451番、453番、454番、456番の使用貸借の理由は何か教えてください。 まず、62番ですが聞き取りは行っておりませんでした。 次に、379番から397番については、借人がまず1年耕作してみても、その後は更新していきたいとのことでした。 次に使用貸借についてですが、ご質問の貸借については、全て管理をしてもらうだけで十分とのことから使用貸借となっているようです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、利用権設定分の57番から478番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、利用権設定分の57番から478番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	9月10日の転用調査時に、私と、26番、30番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から5番のすべて売買による申請でございます。 なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまふ。 以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから17ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

	次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、家畜污水处理施設です。
	資料の18ページをお開きください。
	申請地は、 から東へ360m行った農用地区域内農地で、東は宅地、それ以外は農道に接しています。
	農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。
	事業計画者は、畜産業を営んでおり、既存施設に隣接した申請地に、豚舎から出るふん尿を処理するための浄化槽を設置する計画であります。
	利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは、議案第4号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてのうち、1番から5番までを議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ220m行った農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、土木建築業を行う法人で、市内での資材運搬などの効率を上げるため、申請地を賃貸借し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ170m行った農地で、東は市道、西と南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ95m行った農地で、東と北は市道、西は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接

農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ455m行った農地で、東は宅地及び雑種地、西は5条許可地、南は畑、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、建設業を営む法人の代表で、今回既存施設に隣接する申請地を取得し、自己が経営する会社への貸資材置場として拡張する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、農業用施設に附帯した駐車場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ1,090m行った農用地区域内農地で、東と南は公衆用道路、西は宅地及び公衆用道路、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和2年6月26日付けで、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、主に農産物の栽培・生産加工及び販売を行う法人ですが、規模拡大に伴い増加した農業用トラックや従業員用の駐車スペースを確保するため、既存の集出荷施設に隣接する申請地を賃貸借し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周囲に農地はなく、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは議案第5号のうち、1番から3番までをご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。
	(17番委員の退席確認) ご質疑、意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち、1番から3番までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号のうち、1番から3番までは、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(17番委員の復席確認)
	次に、議案第5号のうち、4番と5番を議題といたします。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち、4番と5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 議案第5号のうち、4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号のうち、6番を議題といたします。
	これにつきましては、本日出席の農業委員と地区担当の推進委員にて現地調査を行いましたので、事務局からの報告を求めます。
事務局	引き続きまして、番号6番について、事務局より説明いたします。 資料の24ページをお開きください。 転用目的は、福祉施設です。
	現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。
	申請地は、 から南へ850m行った農地で、東は市道、西と南は原野、北は宅地及び畑に接しています。
	申請人は、市内で認定こども園を経営する社会福祉法人で、現在利用

議長

中の園舎が老朽化していることから、既存施設と同じ小学校区にある申請地を取得し、新たに園舎を建築する計画です。

なお、隣接する原野と一体利用し、全体面積は5, 194㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの事務局による報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号のうち、6番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第5号のうち、6番については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号のうち、6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地法第4条の規定による届出についてを議題いたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

資料の10ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ810m行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和2年7月31日付けで、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

	計画概要につきましては、1, 996 m²のうち83. 82 m²を農業用施設用地として利用する計画ですが、農業振興に資する施設であり、現況からも周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。 それでは、議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の156ページをお開きください。 議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出3件、貸付申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の27ページ以降に掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は158ページになります。 今月は、借受申出3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
28番委員	3番ですが、条件にすべて畑かんとなっていますが、2314番1と1453番2以外はすべて畑かん外です。

事務局 議長 委員 議長	申し訳ありません。記載誤りですので、修正をお願いします。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の１５６ページをお開きください。 番号１は３３番委員と１３番委員。 番号２は２０番委員と１番委員。 番号３は３０番委員と１０番委員。 番号４は２７番委員と１８番委員と８番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号１は３７番委員と１７番委員と２０番委員と１番委員。 番号２は３３番委員と１３番委員と３７番委員と１７番委員。 番号３は川尻地区を３１番委員と１１番委員、岡児ヶ水地区を３６番委員と１６番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した農地利用最適化推進委員に配布しております。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第７号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第８号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第８号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は１５９ページから１６２ページになります。 (番号１を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第３０条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地に

	について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 また、利用権設定がされていたことから先月の議案で削除した[REDACTED] [REDACTED]については、合意解約申出書が提出されたことから、これを含めた68筆46,094㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第8号について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
23番委員	議案第2号の中の使用貸借の備考欄に管理のみで十分とありますが、管理のみで十分とはどの程度のことなのかを教えてください。
事務局	貸人が管理できないので、そこが荒廃しないように耕作してもらえれば賃借料はいらないということです。
23番委員	管理というのは、耕作を含むということですか。
事務局	そうです。
23番委員	耕作はできるのですね。その土地は耕作に適しているということで良いのですね。
事務局	耕作をするということで、利用権設定の申請がされています。
23番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。

30番委員	売買のあっせんをする際に、前に賃借していた耕作者が残した杭やビニールを今回買う方が片づけたので、その分金額を安くしてほしいと言われた場合は、どのような対応をすればいいのでしょうか。
13番委員	基本は借りていた方が片づけて返すのが基本だと思いますので、片づけた後に現状を確認して、金額を決めるのが基本だと思います。
34番委員	売る前に現地を確認して、現状ならいくら、買う人が片づけるならいくら、というような決め方をすれば良いのではないですか。
13番委員	買う人が原状を見たうえで片づけてから、その分安くしてほしいというのは言えないのではないですか。
5番委員	現状を確認して金額を決めたのであれば、その後に自分で片づけたからといって、その分安くしてほしいというのは言えないと思います。
議長	利用権設定をしていれば、農業委員会として指導もできますが、していない場合は指導することは難しいと思います。
30番委員	分かりました。
事務局	次に道路もなく、荒廃化している畑があっせんにでていますが、このような場合はどうすればいいのでしょうか。
事務局	現状を踏まえて耕作が出来るようになるには、それなりの費用が必要なことなどを売主に話をして、金額を調整していただくことは、あっせん委員さんの役割の一つだと思います。
28番委員	最近、大規模農家の方などがモアで土手を草刈りする際に境界杭を破損したり無くしたりすることがあって、境界が解らなくなったとの相談が何件かありましたので、注意喚起をしていただければと思います。
事務局	農業委員会だよりで注意喚起したいと思います。
議長	ほかにございませんか。
	ほかになれば、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。163ページをご覧ください。
	その他（議案書163ページを参照して説明）
	1. 一時使用届出について
	2. 9月の行事報告
	3. 10月の行事予定等
	4. その他
	（1）南薩地域農業委員等研修会、地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について
議長	ほかにございませんか。

委員
議長

事務局

「なし」の声あり。
ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て
終了いたしました。

これをもちまして、第27回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後3時40分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員2番委員

議事録署名委員3番委員